

令和8年3月2日

多治見市長 高木 貴行 様

多治見市是正請求審査会
会長 北見 宏介

答 申

令和7年10月31日付け多総第876号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 令和7年5月30日の北栄地域地区懇談会の開催にあたり、是正請求人は、駅南再開発組合による高層マンションについて、「1. 2025年4月1日現在、住民登録がなされていない部屋はいくつあるか。」「2. それらは投資目的と考えてよいか。」と事前質問した。
- (2) これに対し行為庁である都市政策課は、「1. 特定のマンションの居住状況については、回答を控える。」「2. 投資目的かどうか、市では判断できない。」と回答した。一方で、当該マンションがある本町1丁目の、当該マンションができる前とできた後の人口数比較の表を資料として提供した。
- (3) 是正請求人は、当該マンションは政策的意図があり、税投入もされていることから、行政は説明の義務があるし、市民は知る権利があるとし、令和7年6月30日、多治見市長に対し、事前質問に対する具体的な回答を求めて是正請求を行った。

2 審理関係人の主張の要旨

- (1) 是正請求人の主張〔令和7年6月30日付け 是正請求書〕
 - ア 当該マンションは、高齢者が市外へ転出するのをできるだけ防ぐため、また、再開発には市の財源を多く投じるが、長いスパンで見れば、固定資産税や住民税により市も潤うとの説明を受けた。
 - イ 当該マンションは、政策的意図があり、税投入もされていることから、当該マンションの居住状況について、行政は説明の義務があるし、市民は知る権利がある。

以上のことから、事前質問に対する具体的な回答を求める。

(2) 行為庁の主張〔令和7年7月30日付け多都第579号 弁明書〕

ア 当該マンションの整備による効果は、公表データである町丁別人口中、当該マンションを含む町丁（本町1丁目）の人口を整備前後で比較することで判断している。当該マンションの人口の調査は実施していない。

イ 当該マンションの所有者に対して、その所有目的を確認する調査は実施していない。

(3) 是正請求人の反論〔令和7年8月8日付け 反論書〕

ア 公表データの本町1丁目の人口比較で、どれだけ正確な数値が把握できるのか。

イ なぜ当該マンションの住民登録を調査しないのか。

(4) 口頭意見陳述における質疑応答〔令和7年9月3日実施〕

ア 質疑応答要旨（是正請求人から行為庁への質疑）

【質疑】（ア） 住民登録等の調査をしない理由は何か。

（イ） 住民登録等の調査は、税務課等他の部署に求める方がよいのか。

【応答】（ア） 税の資料を利用するためには、それなりの根拠が必要となる。都市計画事業での成果は、当該地だけでなく、その周辺を面として捉え、そこでの動態を評価するもの。

（イ） 地区懇談会を所掌する課は、事前質問に最適な部署を選定し回答を依頼している。本件についても、都市政策課であれば何とか回答を出せると考え依頼してきたもの。

イ 質疑応答要旨（審理員から是正請求人への質疑）

【質疑】（ア） そもそもマンションを購入される方にはそれぞれの思惑やライフスタイルがあり、投資目的かどうかといったセンシティブな質問はしにくいし、また問うたとして正確な回答が得られないように思われるがいかがか。

（イ） 現在住民登録がなされていなくとも、将来団地からマンションに移住予定、子ども夫婦のために用意、といったケースが考えられ、住民登録がなされていないイコール投資目的とはならないのではないか。

【応答】（ア） 同様の認識である。

（イ） 住民登録がなされていないイコール投資目的とはならないことに同意。

ウ 質疑応答要旨（審理員から行為庁への質疑）

【質疑】（ア） 本町1丁目には当該マンションのほかに、昨年1年間に新たに建設された住居があるか把握しているか。

（イ） 特定のマンションの居住状況については回答を控えるとあったが、居住状況について調査データを持っている

るがプライバシーに関するため回答を控えているのか、
そもそも居住状況を把握していないのか。

(ウ) 本事業に対しては相当の税投入をしている。市民と
しては税投入に対する効果や事業評価を知りたいと考
えるのは自然であるとする。本事業に対し、担当課と
してどのような評価をしているのか。

【応答】(ア) 当該マンションのほかに居住人口に大きな影響を
与えるような、集合住宅の建設はないことを確認している。

(イ) そもそも居住状況を把握していない。

(ウ) 駅周辺のインフラ整備を特に評価している。

第2 審理員意見書の要旨

1 審理員の判断

本件是正請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における是正請求人の主張の整理

(1) 公表データの本町1丁目の人口比較で、正確な数値の把握はでき
ない。

(2) 当該マンションの住民登録を調査すべきである。

3 審理段階における検討

(1) 行為庁は、当該マンションについて、具体的な調査を行っておら
ず、数字も持っていないと回答しており、是正請求人の求めるデータ
は存在していない。一方で、行為庁は、対象地域において、当該マン
ションのほかに大きな人口移動をもたらす集合住宅等の建設はない旨
を把握しており、人口比較については、正確でなくとも傾向を把握す
るには十分であると考えられる。

以上から、行為庁は求められたデータの提供について、一定の責任
を果たしていると考えられる。

(2) 行為庁は、当該マンションの居住者調査をする必要がないと判断
しており、当該マンションの整備による効果を、公表データである町
丁別人口中、当該マンションを含む町丁（本町1丁目）の人口を整備
前後で比較することで判断している。

また、口頭意見陳述における質疑応答の中で、住民登録がなされて
いないイコール投資目的とはならないのではないかと是正請求人に質
問したところ、是正請求人も同様の見解であると回答があった。居住
者調査をしても是正請求人が求める回答が得られない可能性について
是正請求人は承知している。

第3 諮問に係る審査庁の判断

行為庁は、当該マンションの整備による効果は、公表データである当該

マンションを含む町丁の人口を整備前後で比較することで判断しているため、当該マンションの人口調査は行っておらず、是正請求人の求めるデータは存在していない。また、駅南地区市街地再開発事業に市費を投入しているとはいえ、当該マンションは民間の物件であり、その居住状況を確認及び公表するには相応の理由が必要となるなか、町丁別人口の公表データの提供という形で、行為庁が当該マンションの整備効果を評価する責任を一定程度果たしている状況においては、是正請求人が主張する住民登録の調査に合理性があるとは言えない。

次に、行為庁は、当該マンションの所有者に対して、その所有目的を確認する調査は行っておらず、投資目的かどうか回答することはできない。また、マンションを購入する目的については、個々の事情やライフスタイルが影響するため、仮に行為庁が所有目的の調査を行ったとしても、正確な回答を導くことは難しいと考えられるうえ、住民登録がなされていないイコール投資目的とは限らないとの考え方についても、是正請求人は同意を表明している。

よって、「特定のマンションの居住状況については、回答を控える。」
「投資目的かどうか、市では判断できない。」と回答した行為庁の対応に是正の必要性は認められず、多治見市是正請求手続条例第27条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 諮問に至るまでの経過

本件是正請求に係る諮問に至るまでの経過は、以下のとおりである。

令和7年6月30日 是正請求書提出
令和7年7月9日 審理員指名
令和7年7月30日 行為庁が弁明書を提出
令和7年8月8日 是正請求人が反論書を提出
令和7年9月3日 口頭意見陳述実施
令和7年9月19日 審理員意見書提出
令和7年10月31日 諮問

これら一連の手続について、手続上の瑕疵は認められない。

2 是正請求の要旨

審査会は、令和7年12月8日に是正請求人に対し口頭意見陳述を行い、本件是正請求の主旨は、令和7年度地区懇談会における事前質問に対する市の回答について、事業の評価を求める是正請求人への説明責任としては不十分であるとして、より具体的な回答を求めるものであると認定した。

3 地方公共団体の機関における個人情報の取扱い

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人

情報保護法」という。)第61条第1項では、地方公共団体の機関を含む行政機関等は、個人情報等を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないことが規定されている。

(2) 個人情報保護法第69条では、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないことが規定されており、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるのは、本人の同意があるとき若しくは本人に提供するとき又は行政機関等が法令の定める所掌事務等の遂行のために相当の理由があるときとするなど、その例外事由を限定している。

4 事前質問の正当性及び事前質問への回答の妥当性

是正請求人が事前質問で求めた住民登録の数という情報は、例えば住所区画内に1世帯しか存在しない場合など、条件によっては個人情報に直結する可能性があるものであり、行政機関として住民を特定するような形になる対応はできないとする判断は妥当であった。また、マンションを購入する目的については、個々の事情等が影響するため、その目的を正確に特定することは、現実的に難しいものと考えられる。よって、事前質問への行為庁の回答は、妥当なものであり、是正の必要性があるとは言えない。

以上により、審査会は、本件請求について棄却すべきと答申する。

5 付言

なお、市の事業への総括を求める市民への説明として、行為庁が「回答を控える」という回答のみをもって説明を終えたことは、必ずしも十分であったとは言いがたい。駅南地区市街地再開発事業は、公共性を有する事業であり、市民がその効果や評価に関心を持つことは自然なことである。事業全体の目的、成果の把握方法、今後の評価のあり方等について、市民が知る手掛かりを示すことは、説明責任の観点から重要である。個人情報保護と説明責任との適切な線引きを意識しつつ、市民が事業の評価や市の考え方を理解できるよう、可能な範囲で丁寧な説明を行うことが望まれる。